



安全就業だより



公益社団法人 水戸市シルバー人材センター

令和5年4月4日発行

令和5年度・6年度 安全・適正就業スローガン

『手を抜くな 心のスキマに 事故が待つ』

〈 優秀作品 〉 会員番号：5549 山本 清明 会員

令和5年度・6年度の安全・適正就業スローガンを「かわら版」で募集したところ、7名の会員から14作品のスローガンの応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

応募されましたスローガンにつきまして、安全・適正就業委員会で厳正に審査しました結果、優秀作品に上記のスローガンが、また、優良賞に下記のスローガンが選出されました。

優良作品：「わが身を守るヘルメット 安全就業の第一歩」

会員番号：4317 船生 敏司 会員

優秀作品に選出された作品は、今後2年間にわたり、当センターの目標にするとともに、「安全就業だより」に毎回掲載します。

安全パトロールの実施結果について

令和5年2月20日、22日及び27日の3日間で、施設管理業務の安全パトロールを3班で行いました。現場は、赤塚駅北口駐車場、水戸駅南パーキング、七つ洞公園、百樹園、保和苑及び水戸市平和記念館の6箇所でした。

すべての現場において、特に危険な作業は行われておらず、安全適正基準どおり適正な服装や履物で作業が行われており、また、適正な作業環境で就業が行われていることを確認しました。

施設管理作業においては、お客様に対する対応がとても重要となりますが、各箇所とも問題なく接遇が適切に行われていることも確認しました。特に平和記念館に就業中の会員は来客があると直ぐに声掛けをしており、接遇の大切さに対する認識が高く、うれしく思いました。

接遇力向上講習会参加ありがとう！

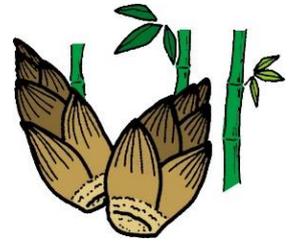
接遇力向上講習会は、2月7日、13日の2日間、アップグロースの宮澤先生から接遇の基本を分かりやすく、ユーモアを交えてご指導いただき、有意義な2時間でした。

講義の中で、第一印象の重要性を教えてくださいました。第一印象とは、瞬時に表情や態度を見て感じの良い、悪いを判断してしまうこと。私達が良い接遇で印象アップするには、①明るく笑顔で対応、②誠意ある態度と挨拶、③不快感を与えない服装等で対応することが大切です。そのことで、相手に信頼感や満足感を持っていただけたと思います。

一人一人が豊かな表情で、明るく元気に誠実に接遇に取り組み、行動することが大切です。



令和4年度 事故発生状況について



令和4年度事故発生件数は8件となりました。作業現場においては安全を確保・優先し、従事されておられることと思いますが、不幸にも植木剪定作業において、会員の方が亡くなるという重大な事故が発生しました。

また、就業途上、除草作業のため自転車で現場に向かう際、後方から来た車両に追突された事故が発生し、脳挫傷を負い、長期入院されている会員の方もおられます。

作業に当たり、現場に潜んでいる危険予知の欠如、また、慣れによる油断から発生する事故等、安全意識の低下が危険性の増大を招きます。常日頃、お互いに注意喚起を促し、事故撲滅を目指しましょう。

種類	発生日	年齢	性別	就業内容		事故内容
傷害	8月19日	70	男	就業中	植木剪定	脚立に上り、剪定作業を行っていたが落下、頭を打ってしまったもの。病院搬送後、亡くなりました。
	10月31日	87	女	就業途上	除草作業	自転車で現場に向かった際、後方から来た車両に追突され、頭を打ったもの。
損害賠償	11月7日	85	男	就業中	除草作業	刈払い作業中、近くに駐車してあった車両に砂や砂利が飛び、傷をつけてしまったもの。
	12月23日	76	女	就業中	家事援助	家事援助で洗濯中にロックがかかっている洗濯機を無理に開けようとしてしまったため、洗濯機を故障させてしまったもの。
保険対象外	6月17日	70	男	就業中	残材処理	残材処理をするために受注者宅にダンプで入った際、足場に敷いてあるコンクリート板に登ってしまい、破損させたもの。
	6月27日	74	男	就業中	広報配布	広報を届けるため敷地内から公用車で道路に出ようとした際、ブロック塀にバンパーを接触させてしまったもの。
	7月27日	71	女	就業中	広報配布	広報配送中、後続車を先に行かせようと横道にバックしたところ、後方バンパーをブロック塀に接触させてしまったもの。
	8月22日	71	男	就業中	図書搬送	図書搬送中、交差点を右折する際、走ってきた横断者がいたため急停車したところ、後続の公用車が追突してしまったもの。



自転車の交通安全について



自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- ① 車道通行が原則で、左側を通行しましょう。例外的に歩道を利用する場合は、歩行者を優先しましょう。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止です。
- ⑤ ヘルメットを着用しましょう。

自転車の通行場所は、車道通行が原則です。

歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行します。自転車道があれば、自転車道を通行します。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。道路では左側通行、車両通行帯のない道路では道路の左端を通行します。車両通行帯のある道路では一番左端の車両通行帯を通行しなければならない。

例外的に歩道を通行できる場合もあります。

次のような場合には、歩道を通行することができます。

- ① 道路標識等により自転車が歩道を通行することができることとされているとき
- ② 自転車の運転者が、70歳以上の高齢者や13歳未満の児童・幼児等であるとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

自転車に乗る前にチェックしましょう。

自転車に乗る前には、ブレーキがかかるか、また、ライトが点灯するか必ずチェックしてください。

自転車用ヘルメット着用が義務化されます

警察庁が一昨年までの5年間に起きた自転車事故について調べたところ、大人も含めた死者のうち約6割は、頭部の損傷が致命傷になっていたことが分かりました。

このため、警察庁は、道路交通法を改正し、「自転車に乗る際のヘルメット着用を努力義務とする」とし、本年4月1日から施行されます。

一方、水戸市シルバー人材センターにおいては、令和4年10月31日に自転車で就業先へ向かっていた会員が自動車と接触、転倒し、脳挫傷を負い長期入院しています。

この事故を踏まえ、安全・適正就業委員会で議論し、就業途上等で自転車を使用する会員が自転車事故により頭部に損傷を受けることを可能な限り防ぐため、就業時等で自転車を使用する際にはヘルメットを着用することを安全・適正就業基準に規定することとしました。

また、法令で義務化されている自動2輪車及び原動機付自転車の運転等をする場合には、ヘルメットの着用を義務とすることを安全・適正就業基準に明記することとしました。

